



1 か月児健診の費用助成についてのご案内

1 か月児健診とは、生後1 か月頃の赤ちゃんの発育状況を確認するための健康診査です。美瑛町では、出産後から切れ目のない支援をすることを目的に、1 か月児健診の費用助成を行うことになりました。美瑛町から発行される「受診票」を利用することで、無料で1 か月児健診を受けることができます。

◆対象

1 か月児健診実施日に、美瑛町に住所がある乳児

◆健診費用

上限 4,000 円

◆利用方法

同封した以下の書類を医療機関へ提出ください。

- ①受診票（赤ちゃんの名前と生年月日を記入してください。）
- ②問診票（記入してください。）
- ③健診票

※道外医療機関に受診される方は、受診券が利用できません。
その場合は、下記までご連絡ください。



【申請先・相談・お問合せ】

美瑛町保健センター 美瑛町南町1丁目2番43号
電話 0166-92-7000